

社保審－介護給付費分科会	
第 132 回 (H28. 11. 16)	参考資料 6

平成 28 年 11 月 16 日

地域区分に関する意見

社会保障審議会介護給付費分科会委員
東京都奥多摩町長 河村 文夫

高齢化のさらなる進展を見据え、各市町村保険者が地域特性やニーズに応じた取組を実施し、地域包括ケアシステムを実現するためには、保険者の責によらない事由から生じる課題を解決することは極めて重要であり、地域区分の問題もその一つである。

地域区分は地域ごとの人件費を適切に反映させる観点から、国家公務員の地域手当を基本として設定されているが、国家公務員の地域手当は国の官署がない地域には設定されない。そのため、平成 27 年度改正においては、地方公務員の地域手当も基準とする等、見直しが行われたところである。しかしながら、介護報酬単価が全国遍く設定されていることを踏まえれば、必ずしも適切であるとは言えない。

現行の地域区分の設定方法に関しては、全国調査において約 9 割の市町村が特段の意見を述べていない。しかしながら、域内市町村において地域区分による上乗せがない、またはその数が極めて少ない都道府県が存在すること（参考資料 3 参照）を踏まえれば、市町村の多くが意見を述べていないことをもって、現行の設定方法に問題がないと結論付けるのは適当ではない。

現に、地域区分が市町村単位で設定されるために、相対的に地域区分の低い市町村においては、事業者参入や介護人材確保が困難になるなどの影響が出ている。調査結果からも近隣地域とのバランスに問題意識を掲げている市町村が一定程度存在していることが認められる。特に、民間事業者の参入が見込めない中山間地域の町村においては地域区分による影響は大きく、その解消に取り組むべきである。

したがって、現行の地域区分の経過措置期限の延長を認めるとともに、そのあり方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討を行うよう求める。